

大阪市告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	廃止の期日
清堀方面 南北19号線	天王寺区舟橋町1番の12地から 同区同1番の12地まで (別紙参考図参照)	告示の日

(建設局総務部管財課)